

秋田市教育委員会  
会 議 録

平成30年3月定例会

秋田市教育委員会平成30年3月定例会会議録

- 1 日 時 平成30年3月19日(月)  
午後3時30分～午後5時
- 2 場 所 5-A会議室
- 3 出席委員 教育長  
教育委員  
教育委員  
教育委員  
教育委員
- 4 出席職員 教育次長  
総務課長  
教職員室長  
生涯学習室長  
教育研究所長  
文化振興課長  
総務課長補佐  
総務課副参事  
総務課副参事  
学校教育課長補佐  
総務課主席主査  
総務課主席主査  
総務課主査  
総務課主査  
文化振興課主査

## 5 議 題

### 【付議案件】

議案第9号 秋田市教育委員会人事異動に関する件

議案第10号 秋田市指定文化財の指定に関する件

議案第11号 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

### 【教育長等の報告】

(1) 平成30年2月市議会定例会の審議状況について

(2) 教職員人事評価について

## 6 議 事 午後3時30分開会

### 【平成30年3月臨時会会議録の承認】

平成30年3月臨時会会議録について、異議がないため承認された。

### 【会議録署名委員の指名】

教育長が今回会議録の署名委員として委員2名を指名した。

### 【協議事項】

#### 【非公開の議決】

教育長 議案第9号「秋田市教育委員会人事異動に関する件」については、「秋田市教育委員会会議規則」第7条第1号に規定する人事に関する案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書の規定により、秘密会として取り扱うこととし、日程の最後に審議したいと思うがどうか。

※ 以上の発議があり、全員賛成により議決した。

教育長 教育長等の報告(2)「教職員人事評価について」も、「秋田市教育委員会会議規則」第7条第1号に規定する人事に

関する案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書の規定により、秘密会として取り扱うこととし、議案第9号の審議のあとで報告を受けることとしたいと思うがどうか。

※ 以上の発議があり、全員賛成により議決した。

#### 【付議案件】

議案第10号 秋田市指定文化財の指定に関する件

教育長 事務局から説明をお願いする。

文化振興課長 (資料に基づき説明)

委員 非常に貴重な資料であるが、これまで文化財に指定されなかったのはなぜか。

文化振興課長 当該棟札は、土崎神明社祭の曳山行事が平成9年に国の重要無形民俗文化財に指定されるにあたっての調査において、平成7年から8年頃に発見されたものであり、発見当時から非常に貴重な文化財と認識していた。しかし、文化財指定候補物件が多数あることから、指定に向けての調査に時間を要したことに加え、棟札が文化財に指定される場合は、附<sup>つけどり</sup>と<sup>つけどり</sup>いって建物とセットで指定されることが多いことから、棟札というものを文化財としてどう位置付けるかの検討・議論にも時間を要したためである。

委員 文化財指定することにより、今後どのようなことが分かってくるのか。

文化振興課長 指定に向けての調査から、18世紀の終わり頃から棟札が大型化し、記載される町内の代表者の役職が複雑化していることが分かった。この時期は、それまで輸送だけで利益を得ていた北前船が、船主自身が販売主となって、より大きな利益を上げるようになった時期と一致する。このことから、町内会の組織体制の高度化が読み取れ、これは町衆の組織的、経済的發展を物語る。ユネスコの無形文化遺

産に登録されている「山・鉾・屋台行事」は、そのほとんどが町衆の祭であり、どこの自治体においても町衆の経済的发展とセットになっている。そして、この頃には、土崎神明社祭の曳山行事が賑やかな祭だとする記録が現れる。これらのことから、当該棟札は北前船の経済的活動、町衆の経済的成長、曳山行事の発展について解き明かすことができる資料といえ、そういった観点で今後、分析を深めていきたい。

委員                    さらに調査・研究し、明らかになったことを市民に広く知らせてほしい。特に土崎の繁栄ぶりを子どもたちに伝える資料として役立ててほしい。

文化振興課長        3月24日に土崎みなと歴史伝承館が開館するので、担当部局と連携して、情報を発信していきたい。

委員                    当該棟札は、土崎みなと歴史伝承館に展示されるのか。

文化振興課長        当該棟札は、土崎神明社の本殿に長く納められていたものであり、所有・所在は引き続き土崎神明社となる。パネルにするなどして、市民に見ていただけるようにしたい。

委員                    この資料から、遷宮についてはどのようなことが分かるのか。秋田市内で遷宮を行っている神社は他にあるのか。

文化振興課長        遷宮という宗教行事は伊勢神宮に伝わるものである。全国に数多くの神明社があり、地方でも遷宮が行われていたと言われてはいるが、それを明確に裏付ける資料は文化財保護審議会委員からも珍しいと言われ、事務局が調べた限りでも他になかった。秋田市内の他の神社でも遷宮を行っていた可能性はあるが、それが明確に分かる例はないと言える。

伊勢神宮の遷宮は、一説には建築技術が絶えないように定期的に行っていると言われ、離れた場所に全く同じものを作るものである。そのため、たいへんな費用がかかる。土崎神明社の場合は、現在の宮司への聞き取りによると離れた場所に作ることは行っておらず、遷宮に合わせて

修復を行ったり、屋根を葺き替えたりして、何かしらの造作工事を行ってきたということである。

委員 最も新しい棟札は1987年のものであるが、その後は遷宮は行われていないのか。

文化振興課長 遷宮にあたる棟札は15点あり、その裏には、番号が振られている。番号は明らかに棟札の年代よりは新しい時期に書かれており、過去に棟札を調べ、遷宮にあたるものに通し番号を書き込んだ人がいることが分かる。現在の宮司はその調査の経緯については分からないと話しており、少なくとも50年以上前のことと考えられる。遷宮にあたる棟札のうち最も新しいものは1903年のものであることから、その調査以前には遷宮という形で行われていたものが、その後に途絶えたということではないかと推測される。ただし、遷宮という意識は現在も神明社に伝わっている。

教育長 1987年の後は、修理等は行われていないのか。

文化振興課長 小規模な修理等を行い、それを遷宮的なものと認識していた可能性はあるが、棟札からは把握できていない。

委員 現在の神明社には、一番新しい1987年の棟札が張り付けられているのか。

文化振興課長 棟札は外して本殿に納められている。全31点中、張り付けた釘の跡が残っている棟札は、古い時期の4点のみである。建物を新築した場合は張り付けると考えられるが、修復などであったことから、ある時期からは建物に張り付けずに記念物として保管してきた可能性がある。

教育長 文化財の指定により、どのようなメリットがあるのか。

文化振興課長 土崎神明社祭の曳山行事は、ユネスコの無形文化遺産にも登録された秋田を代表する文化遺産である。土崎の人々の強い信仰に支えられて継承されてきた祭であり、祭の賑やかさ、華やかさだけでなく、まちの歴史とセットで研究が進められ、子どもたちに伝えていくべきものであると認識している。これまで言い伝えられてきたことに、文化財

の指定によって非常に説得力のある裏付けがなされることとなり、大きな意味を持つものとする。

※ 議案第10号については、全員賛成により議決された。

議案第11号 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

教育長 事務局から説明をお願いします。

総務課長 (資料に基づき説明)

委員 今から何年くらい先を想定して、検討を進めるのか。

総務課長 2040年の段階で、秋田市にどの程度の学校数があることが望ましいかを検討しているものである。

委員 2040年には、児童生徒数は現在と比較してどの程度になるのか。

総務課長 現在より4割強、減少することが想定される。現在ある各学校の規模が小さくなっていくことから、適正な規模の学校がどの程度あればよいのか、という観点で検討していく。

委員 それぞれの地域の事情や今後の動向を見極めて、保護者の考え方とズレが生じないように進めてほしい。

委員 これまで学事課が所管していた学校適正配置について、推進室を置くことで、その準備を進めていくという認識でよいのか。また、室の職員数はどの程度か。

総務課長 現在、教育委員会事務局にある課とは別に、新たに機関を設けるものである。学校の配置や統合については学事課が所管しており、今後も同様であるが、学校配置の適正化に関する事務だけを、特別に設ける機関が行うということである。施設を管理する総務課、学校の設置・廃止を所管する学事課、学校現場の教育を所管する学校教育課の3課それぞれと関わりがあることであり、別の機関とすることで総合的に検討するという意図で設けるものである。

人数は4名程度を予定しているが、今後それぞれの地域

と十分に協議・検討をして進めて行くことになるので、その段階になれば、もう少し増員していくことになる。

教育長 目的を持ったプロジェクトであり、その目的の達成までを期間として設ける組織となる。従って、ある程度目処が付くまで、年数が掛かるものと考えている。

※ 議案第11号については、全員賛成により議決された。

#### 【教育長等の報告】

(1) 平成30年2月市議会定例会の審議状況について

総務課長 (資料に基づき説明)

#### 【その他、今後の日程についての報告】

教育長 平成29年5月13日に教育長に就任した際、進藤委員を教育長職務代理者に指名した。その任期については定めがなく、制度上は次の代理者を指名するまでの期間とされている。代理者の任期は各年度内としたいと考えており、平成30年4月1日からの教育長職務代理者には石田委員を指名する。

総務課長補佐 4月定例会については、4月6日(金)午後3時30分からを予定している。教育委員会定例会は、原則毎月第4木曜日に開催しているが、4月については本市教育行政の基本方針である「秋田市の教育について」を年度当初に決定する必要があり、毎年4月上旬に開催しているものである。

#### 【退職職員の紹介】

教育次長が3月末で退職となる幹部職員を紹介し、退職者を代表して生涯学習室長があいさつをした。



**【付議案件】**

議案第9号 秋田市教育委員会人事異動に関する件

**【教育長等の報告】**

(2) 教職員人事評価について

(議案第9号および教育長等の報告(2)は、秘密会のため、秋田市教育委員会会議規則第21条の規定に基づき、会議録に記載しない。)

午後5時閉会

以 上